

—新型コロナウイルス感染症対策関連情報— 小・中学生の皆さんの家庭学習を応援します

新型コロナウイルス感染症対策として小・中学校が臨時休業となっている間、保護者の皆さんのご協力のもと、お子さんは家庭学習をされていることと思います。

市教育委員会では、お子さんに学校生活を円滑に再開していただくためには、お子さんの規則正しい生活や勉強に対する不安を解消することが大切だと考えています。そこで、少しでもお子さんが安心して過ごせるよう「家庭学習の時間割」の作り方と「学習内容(学習コンテンツなど)」を紹介いたしますので、ぜひご活用ください。

☎指導室 ☎470・7781



○「家庭学習の時間割」の作り方=作成にあたり参考としていただきたいポイントを示しているの、ご家庭で工夫しながらお子さんと一緒に作ってみてはいかがでしょうか。既に計画を立てて取り組まれている方も、ぜひ参考にしてください。
○学習内容について=科目ごとの内容を、都などが公開しているコンテンツの活用を含めてご紹介します。

「家庭学習の時間割」の作り方

時間割の作り方や活用の仕方のポイント

- ①学習のスタート時刻は、実際の学校での時刻と同じにする。
- ②1コマの時間を小学生は45分間、中学生は50分間とする。
- ③学校からの課題が確実にできるよう、各教科を割り振る。
- ④1コマの中で学習に集中できなくなったら休み時間を十分に取って、次の学習のスタート時刻を守ることを第1に行う。
- ⑤お手洗いや水分補給は、できるだけコマの間の休み時間に行う。
- ⑥1コマの学習のゴールを決めて取り組み、続けたくても時刻に合わせて終了する。
- ⑦学習内容は、学校からの課題を優先して行う。

【参考例】 我が家の時間割

時刻 (小学生の場合)	月	火	水	木
朝学習 8:30 ~ 8:45	国語	算数	朝読書	算数
1コマ目 8:45 ~ 9:30	国語	算数	図工	外国語
2コマ目 9:35 ~ 10:20	算数	国語	図工	算数
休けい 10:20 ~ 10:40				
3コマ目 10:40 ~ 11:25	音楽	社会	国語	総合
4コマ目 11:30 ~ 12:15	理科	道徳	家庭	総合
昼食				

【学習内容について】

学習内容は、学校からの課題を優先しながら、以下の内容を参考に、教科書やコンテンツなどを活用して予習や復習を行うようにしましょう。

朝学習 漢字や計算などの小テストを短時間で集中して行うことがポイント

国語、社会、算数・数学、理科、生活、外国語 など

教科書を読んで内容を知ることが大切！ 次のコンテンツを活用して、問題にチャレンジしたり、動画を見て学習内容をより深く理解することがポイント

東京ベーシックドリル ▶
(都教育委員会)QRコード



NHK for school ▶
(NHK)QRコード



休けい 室内で、体をほぐしたりバランス運動をしたりして、リラックスしよう

家庭、音楽、図工、美術、技術・家庭 総合的な学習 など

教科書の内容を行ったり、次のコンテンツで興味のあることに取り組んだりしてみよう。

学びの支援サイト ▶
(都教育委員会)
QRコード



子供の学び
応援サイト ▶
(文部科学省)
QRコード



おすすめキッズ
サイト ▶
(一般社団法人
教科書協会)
QRコード



道徳 教科書を読んで、主人公の思っていることや気持ちの変化を知り、「自分だったらどうするか」「今まで似たような出来事があったとき自分はどうかだったか」を振り返り、今のありのままの自分を知ることが大切

新制度における喫煙ルール



○二人以上の方が出入りする施設は、原則屋内禁煙です。喫煙室を設置する場合、基準を満たす必要があります。

○喫煙できる場所に、20歳未満の方を立ち入らせてはいけません。



標識の掲示



○飲食店の場合

喫煙・禁煙にかかわらず、店頭で喫煙できるかできないかを表示する義務があります。喫煙室の出入口にも、標識を掲示する義務があります。

○その他施設の場合

屋内に喫煙できる場所がある場合、施設と喫煙室の出入口に標識を掲示する義務があります。

4月1日の改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、2人以上の人が利用するすべての施設(飲食店、会社の事務所、娯楽施設、体育施設、ホテル・旅館など)は原則屋内禁煙になりました。基準を満たした喫煙室でのみ喫煙が可能ですが、喫煙できる場所に、20歳未満の方を立ち入らせてはいけません。また、施設内に喫煙室がある場合、喫煙室とその施設の出入口に施設内の喫煙状況を示す標識を掲示する義務があります。なお、飲食店については、禁煙の場合にも店頭で標識を掲示する義務があります。

新しいルールをみんなを守り、受動喫煙のないまちを実現しましょう。詳しくは都受動喫煙防止対策相談窓口 ☎0570・069690(平日午前9時~午後5時45分) ☎(祝日を除く) または都多摩小平保健所 ☎450・3111(平日午前9時~午後5時(祝日を除く))へ。

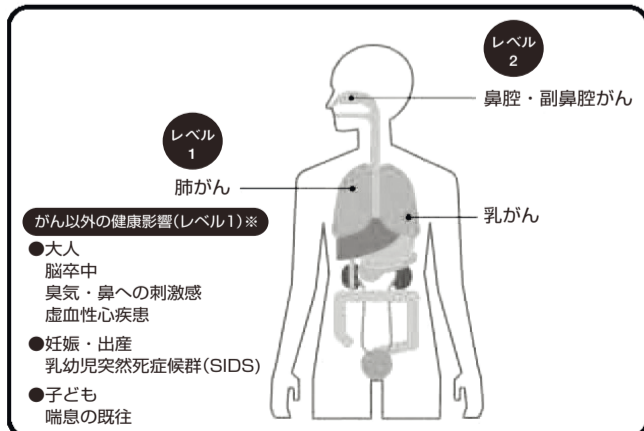
※受動喫煙防止対策の目的については下枠内を、新制度における喫煙ルールと施設に掲示される標識などについては左枠内を参照してください。

▲東京都受動喫煙防止条例ホームページのQRコード

始まっています
「原則屋内禁煙」

受動喫煙防止対策の目的

日本では、受動喫煙による年間死者数は推定約1万5千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかとなっています。自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的として、国及び都では法律や条例で対策を行っています。



※レベル1科学的根拠は、因果関係を推定するのに十分である
レベル2科学的根拠は、因果関係を示唆しているが十分ではない
出典：国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター HP「がん情報サービス」